

金沢大学法学部
2006 年度後期「法理学特講」定期試験
2007 年 2 月 8 日（定期試験期間内）実施
担当: 足立英彦

1. サヴィニーの思想について書かれた次の文章の空白を埋めよ。

「かくて Wieacker は、サヴィニーは Thibaut の主張を破るために、当時の支配的潮流であったロマンティックに「口先だけで帰依」したのであり、(1) の理論は彼の思想の中で実質的な意味を持っていない、という大胆な結論を主張するに至った。事実その後のローマ法学の発展を見れば、この理論が全く棚上げにされていることはまちがいない。(…)ただし、この点は同じ歴史法学派でも(2) の場合は非常に違っている。彼らは真のロマンティックの子であり、ここでは(1) は額面どおりに受け取られ(た)。(…)それでは、サヴィニーにおいて(1) の理論は全く実質的な意味を持たなかったのか。われわれは Wesenberg の指摘する一点だけは注目しておかなければならないようである。すなわち、サヴィニーは民族の概念を主張することによって、(3) と。」(世良晃志郎「サヴィニー」木村亀二編『近代法思想史の人々』日本評論社、1974 年、52 頁)

2. ラートブルフの思想について次の問いに答えよ。

(a) 次の用語を説明しなさい。

i. 配分的正義

ii. ラートブルフ定式(この定式を適用する際の問題点に触れる必要はない)

(b)「法の創造としての法学」(1906 年)におけるラートブルフの主張とその理由を、次の言葉を用いつつ説明せよ(ラートブルフがどのような「創造的な裁判」を提案したのかについて触れる必要はない)。

「三権分立」「裁判拒絶の禁止」

3. 法の効力についてのケルゼンの主張を、つぎの用語を用いつつ説明せよ(憲法にかかわる問題に触れる必要はない)。

「方法二元論」「価値相対主義」「根本規範」

以上